

人いきいき まち快適 未来創造都市 酒田



酒田市



八幡町

新しい歴史の扉を開く

酒田、八幡、松山、平田は、一致協力して新たなまちづくりに向かい、前進を続けます



松山町



平田町

目次

- P2 新市のまちづくりの基本理念
- 3 合併後の住所表示について
- 3 住所表示の変更に伴う手続きについて
- 8 公共料金について
- 9 市民サービスについて
- 10 選挙について
- 11 新市の住所(町名・字名)一覧

平成17年11月1日に、新・酒田市が誕生します。

酒田市、八幡町、松山町、平田町の1市3町は、平成16年11月に北庄内合併協議会を設置し、合併協議を重ねてきました。1市3町の歴史や特色を互いに認め合いながら、生活圏が一体である本地域がより発展するために、また住民がより幸せになるために、どうしたらよいのかを真摯に協議してきました。

その結果、協議がまとまったことから、本年2月には合併協定に調印し、3月には山形県に合併を申請しました。山形県議会6月定例会における合併議案の可決、山形県知事の合併決定を経て、この度8月8日には総務大臣が合併を告示し、これで合併が正式に決まったことになります。

この小冊子は、本年2月に配布しました「合併で描く 新・酒田市の姿」に引き続き、新・酒田市のまちづくりの考えや市民サービス等についてお知らせするとともに、合併による住所表示の変更に伴う手続きについてお知らせするために作成したものです。

合併へのご理解を深めていただくために十分にご活用いただくとともに、不明な点などがあれば、北庄内合併協議会事務局または市役所・各町役場までお問い合わせいただければと思います。

なお、10月には、新・酒田市の組織機構や、市民窓口、施設などを具体的に紹介する予定ですので、こちらも併せてご覧いただければ幸いです。

引き続き、合併の推進に対し、市民・町民の皆様のご理解を賜りますようお願いします。

北庄内合併協議会	会 長	阿部 寿一
	副会長	後藤 孝司
	副会長	佐々木藤正
	副会長	加藤 寛英

新市のまちづくりの基本理念

- 新市では、次の目標を掲げ、まちづくりに取り組んでいきます。



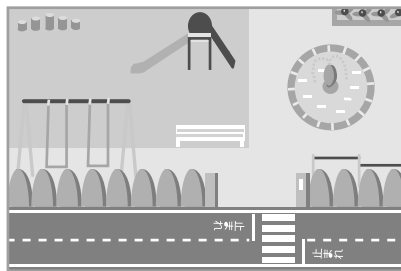
- 新市のまちづくりのために、次のような取り組みを行います。



人いきいき

のため

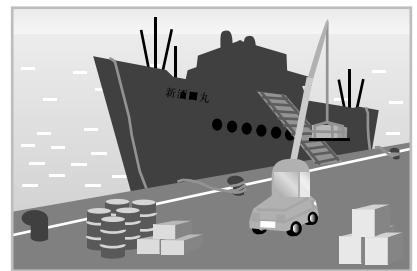
- 誇りを持てる地域づくり
- 教育や人づくり施策の充実
- 東北公益文科大学など高等教育機関との連携
- 行政と市民との協働
- コミュニティ振興組織の育成と強化



まち快適

のため

- きめ細やかな福祉施策の展開
- 道路、公園、下水道等の整備
- 自然環境の保全
- 国内外との交流の活性化を図るための高速交通ネットワークの整備



未来創造都市

のため

- 酒田港などを活かした産業集積
- 鳥海山などの地域資源を活かした観光振興
- 商工業、農林水産業の活性化

- 合併後10年間の投資的事業は、420億円です。各地域の事業のほかに、次のような事業に取り組めます。

新市全体にかかわる事業

- 高速交通網の整備促進
- 市立酒田病院改築事業
- 防災拠点整備事業
- コミュニティ振興組織の育成・強化

新市ネットワーク事業

- 飛鳥バイパス、国道344号の整備促進
- 福祉乗合バスの運行
- 情報ネットワークの構築
- 生涯学習ネットワークの構築

合併後の住所表示について

既にご案内をしているとおり

- 平成17年11月1日から、新市全域で「大字」の2文字が外れ、より簡易な表記となります。

合併後の住所表示(例)

現 在	合 併 後
酒田市大字新堀字〇〇	酒田市新堀字〇〇
飽海郡八幡町観音寺字〇〇	酒田市観音寺字〇〇
飽海郡松山町大字相沢字〇〇	酒田市相沢字〇〇
飽海郡松山町字内町	酒田市字内町
飽海郡平田町大字飛鳥字〇〇	酒田市飛鳥字〇〇
飽海郡平田町砂越緑町〇丁目	酒田市砂越緑町〇丁目

詳細については、11～12ページをご覧ください。
自分の住所を確認してみましょう。

●住所変更の証明書を発行します。

住所変更に係る証明が必要な場合、住民の皆様の申請に基づき、

- 平成17年11月1日から、無料で交付します。
- 交付窓口は、市役所市民課、八幡総合支所、松山総合支所、平田総合支所です。

※現在の3町の役場は、総合支所となります。



住所表示の変更に伴う手続きについて

合併に伴い住所表示が変更になった場合でも、

●住所変更の手続きは、原則として必要ありません。

ただし、手続きが必要な場合もありますので、4～8ページの例を参考に対応願います。

また、住民生活に密接な手続きを中心に掲載していますので、特殊な手続きや営業の場合の許認可などについては、担当機関の窓口にお問い合わせください。



■市役所関係

項 目	該 当 者	手続き等
住民票・戸籍		住所変更の手続きは必要ありません。
印鑑登録証 外国人登録証	左記の登録をされている方	住所変更の手続きは必要ありません。 新しい登録証を希望される方には、市役所又は各総合支所を訪れた際に新しいものと交換します。
国民年金手帳・国民年金証書	左記の被保険者及び年金を受給されている方	住所変更の手続きは必要ありません。
国民健康保険被保険者証等	左記の被保険者証等をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 ・酒田市民の方は、合併後も旧保険者証等をそのまま使用します。 ・3町町民の方については、10月中に新しい保険者証等を郵送します。
老人保健医療受給者証	左記の受給者証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 ・酒田市民の方は、合併後も旧受給者証をそのまま使用します。 ・3町町民の方については、10月中に新しい受給者証を郵送します。
福祉医療証(乳幼児・重度心身・母子家庭等)	左記の受給者証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 酒田市民の方、3町町民の方ともに10月中に新しい受給者証を郵送します。
障害者福祉手当認定通知書(特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当)	左記の認定通知書をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。
身体障害者手帳(青) 療育手帳(緑) 戦傷病者手帳 精神障害者保健福祉手帳(赤)	左記の手帳をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。
介護保険被保険者証	左記の被保険者証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 ・3町町民の方で現在要支援・要介護認定を受けている方については、10月中に新しい被保険者証を郵送します。 ・上記以外の方については、平成18年3月に郵送します。
児童手当	左記の手当を受給されている方	住所変更の手続きは必要ありません。
母子寡婦福祉資金貸与	左記の資金の貸与(返還者を含む)を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。

項 目	該 当 者	手続き等
保育園、小中学校への住所変更手続き	学校等に在学(園)されている方	住所変更の手続きは必要ありません。
母子健康手帳 健康手帳	左記の手帳をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。
犬の飼い主の住所(飼い犬の鑑札)	犬を飼われている方	住所変更の手続きは必要ありません。
墓地使用許可証	左記の許可証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。
交通災害共済加入者の住所	左記の共済に加入されている方	住所変更の手続きは必要ありません。
道路占用許可証 水路占用許可証 (市・町所管分)	左記の許可証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。
開発許可書 建築許可書 (市許可分)	左記の許可書をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。
水道使用者の住所	水道を使用されている方	住所変更の手続きは必要ありません。
下水道使用者の住所	下水道を使用されている方	住所変更の手続きは必要ありません。
農業者年金	農業者年金加入者 農業者年金受給者	住所変更の手続きは必要ありません。
原動機付自動車(125cc以下のバイク)及び小型特殊自動車の標識(ナンバープレート)と交付証明書	左記の標識及び証明書をお持ちの方	標識の交換及び交付証明書の住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、新しい標識と交換を希望される方は、既に交付されている標識、交付証明書及び印鑑を持参してください(無料)。
納税通知書	納税通知書をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。
市税・町税・介護保険料・下水道使用料等の口座振替	左記の口座振替を登録されている方	住所変更の手続きは必要ありません。
1市3町の債権者登録依頼書兼口座振替依頼書	債権者	住所変更の手続きは必要ありません。
1市3町の入札参加資格審査申請書	左記の申請をされている方	住所変更の手続きは必要ありません。
恩給受給者証	左記の証書をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。

■国関係

項 目	該 当 者	手続き等	窓 口
不動産(土地登記簿、建物登記簿)の所在		合併に伴う変更の手続きは必要ありません。	山形地方法務局酒田支局 25-2221
不動産所有者、抵当権者等の住所(土地・建物登記簿)	土地・建物登記簿等に酒田市・八幡町・松山町・平田町の住所で登記されている方	合併に伴う変更の手続きは必要ありません。登記されている住所について変更の記載はしませんが、合併前の市町名、大字名を、合併後の市名、大字名とみなし、読み替える規定がありますので、そのままでも問題はありせん。	
会社等(商業登記簿、法人登記簿等)の本店、主たる事務所と役員の住所	酒田市・八幡町・松山町・平田町に所在する会社、法人等及びその代表者	合併に伴う変更の手続きは必要ありません。現在、酒田市・八幡町・松山町・平田町に本店を有する会社等の本店、主たる事務所、役員の住所は法務局で修正します。	
軽自動車の使用者・所有者の住所(自動車車検証)	軽自動車の使用者・所有者	住所変更の手続きは必要ありません。	軽自動車検査協会山形事務所庄内支所 0235-68-1350
自動車(軽自動車を除く)の使用者・所有者の住所(自動車車検証)	小型自動車の使用者・所有者	住所変更の手続きは必要ありません。	東北運輸局山形運輸支局庄内自動車検査登録事務所 0235-66-4118
政府管掌健康保険被保険者証	左記の被保険者証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。	鶴岡社会保険事務所 0235-23-5040
厚生年金保険被保険者及び厚生年金保険受給者の住所	左記の保険に加入されている被保険者及び左記の年金を受給されている方	住所変更の手続きは必要ありません。	
道路占用許可(国道) 河川占用許可(国所管分)	左記の許可を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。	東北地方整備局酒田河川国道事務所 27-3331
平成17年11月1日現在で係属中の事件の当事者等の住所	左記事件の当事者及び利害関係人等の関係者	住所が変更になった旨を記載した書面(任意様式)を当該事件を管轄する裁判所に提出してください。	当該事件を管轄する裁判所

■山形県関係

項 目	該 当 者	手続き等	窓 口
自動車運転免許証	左記の免許証の交付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。免許の更新申請等の際に変更します。	酒田警察署 23-0110
自動車保管場所証明書	左記の証明書の交付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。	
猟銃・空気銃所持許可証 鉄砲所持許可証 刀剣類所持許可証	左記の許可証の交付を受けている方	本籍、住所（法人の事業場の所在地）変更の手続きは必要ありません。 住所地又は所在地を管轄する警察署を訪れた機会に併せて行ってください。なお、書換えを希望される方は、所在地又は事業所を管轄する警察署で手続きができます。	
旅券（パスポート）	旅券所持者	住所表示変更の手続きは必要ありません。 最終ページの「所持人記入欄」の現住所についてはご自身で訂正していただいて結構です。ただし、他のページに書き込みをすると旅券が無効になりますのでご注意ください。	
宗教法人の事務所の所在地	知事を所管庁とする宗教法人	住所変更の届出が必要です。	庄内総合支庁 企画振興課 0235-66-2111
狩猟免状	狩猟免許を受けられた方	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、変更を希望される場合は届け出を行ってください。	庄内総合支庁 環境課 0235-66-2111
農薬販売者の届け出	農薬販売者の方	届け出が必要ですが、立入検査時の変更も可能です。また、電話での届け出も可能です。	病虫害防除所 駐在農薬調査班 023-644-4241
漁船登録	登録漁業者の方	住所変更の手続きは必要ありません。	庄内総合支庁 水産課 0235-66-2111
1級建築士の住所の変更	1級建築士の免許登録者の方	住所変更の届出が必要です。	社団法人山形県建築士協会 023-643-4568
2級建築士・木造建築士の住所の変更	2級建築士・木造建築士の免許登録者の方	住所変更の届出が必要です。	庄内総合支庁 建築課 0235-66-2111
建築士事務所所在地の変更	建築士事務所の開設者の方	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、証明願い申請時及び更新時に変更届が必要です。	

■その他

項 目	該 当 者	手続き等	窓 口
郵便局		住所変更の手続きは必要ありません。 郵便番号の変更もありません。	各郵便局
加入電話に関する契約	電話加入者	住所変更の手続きは必要ありません。 電話番号の変更もありません。	NTT東日本 山形支店 局番なしの116
電気料金		住所変更の手続きは必要ありません。	東北電力 22-4111
預金通帳、定期預金証書等	預金者	一般的には住所変更の手続きは必要ありませんが、各金融機関にお問い合わせください。	各金融機関
クレジットカード	左記カードの所有者	各社とも対応が異なりますので、各窓口にお問い合わせください。	各金融機関 クレジット会社
有価証券、保険証書等	有価証券所有者 生命保険・損害保険加入者	各社とも対応が異なりますので、各窓口にお問い合わせください。	各規約等に定める窓口

公共料金について

合併後の主な公共料金については、既にお知らせしているところですが、「段階的に統一料金としていくもの」「国の制度改正等によって再計算するもの」「合併時から統一料金とするもの」の3つに分類されます。

これらの公共料金については、

- **一定の激変緩和措置を講じることとしていますので、合併時には、基本的に大きな変更はありません。**

具体的な金額については、各担当課にお問い合わせください。

■各種証明書等の料金(例)

項 目	現 行	合 併 後
住民票の写し	300円 ～ 400円	400円
戸籍謄抄本	450円	450円
印鑑登録証	無 料 ～ 400円	400円
火葬場使用料	無 料 ～ 10,000円	5,000円

市民サービスについて

1市3町の合併協定の中では、合併による経費削減効果などを市民サービスの維持・向上に活かしていくこととしています。

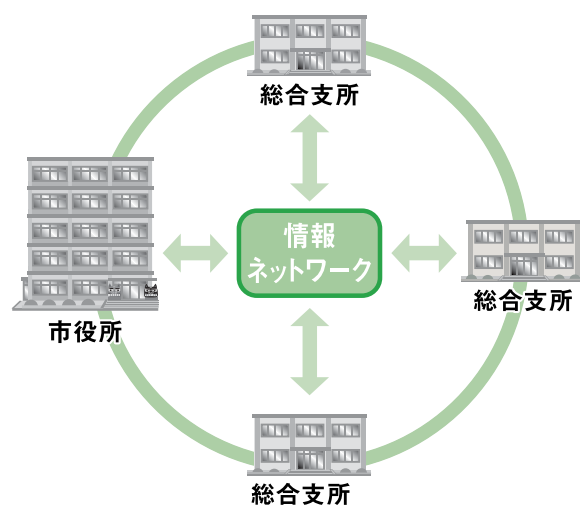
以下では、合併後の主な市民サービスなどについて紹介します。また、そのサービスを受けるために必要な手続きなどもお知らせします。

■総合支所について

合併後、八幡町、松山町、平田町の各役場は「総合支所」と位置付けられ、ここでは、市民に直結する窓口業務や地域振興に関する業務など、各町役場の業務の相当程度を担っていきます。

例えば、

- 各種証明書の交付、各種事務・事業に関する相談、地域振興に係る事業の実施などを行います。
- 情報ネットワークの活用により、どここの総合支所でも住民票の交付などが受けられるようになります。
- 地域協議会と連携し、地域の声を行政施策に反映していきます。



■3町の皆様の各種保険等について

国民健康保険

→国民健康保険証、同高齢受給者証が変わります。

- 新しい保険証等を10月下旬に送付します。

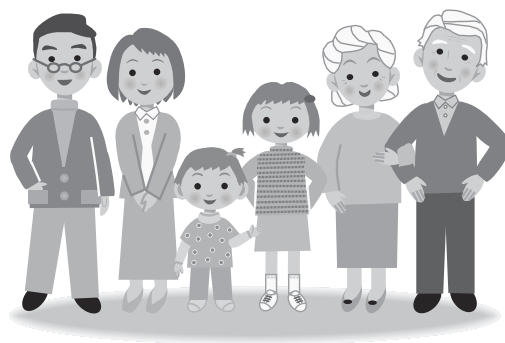
現在お持ちの保険証等は、平成17年11月1日から使えなくなりますので、各自で破棄処分してください。

老人医療保険

→老人医療受給者証が変わります。

- 新しい受給者証を10月下旬に送付します。

現在お持ちの受給者証は、平成17年11月1日から使えなくなりますので、各自で破棄処分してください。



介護保険

平成17年度は、保険料、納期とも現在と同じです。

介護保険の各種申請は、市役所・総合支所のどちらでもすることができます。

現在酒田市で実施している「高齢者ほっと福祉券事業」については、合併後、

- 3町の対象者の皆さんも、申請により、「ほっと福祉券」の交付を受けることができます。

【ほっと福祉券】

在宅での介護を必要とする方の経済的、精神的負担の軽減を図ることを目的として、市の指定する福祉等のサービスを利用したとき、または市に登録した紙おむつ小売業者から紙おむつ等を購入したとき、利用者負担や購入費用の一部に使用することができる「ほっと福祉券」を交付しています。

その他の保健・福祉サービス

平成17年度については、基本的に、現在各市町で実施している保健・福祉サービスを引き続き受けることができます。

平成18年度以降については、合併協定に定められた基本方針に基づき、必要な調整を行いながら、サービスの維持・向上に努めます。

■ごみ収集について

- ごみ収集については、合併後も変わりません。

選挙について

- 合併後直ちに、新市の市議会議員選挙、市長選挙が行われます。
選挙日程は、市議会、市長とも以下のとおりになる予定です。

告示	平成17年11月6日(日)
投票	平成17年11月13日(日)

- 新市の市議会議員の定数は34名です(現在の1市3町議会の議員定数は76名)。
選挙区は設けず、新市一選挙区で選挙が行われます。

投票所は従来どおりとします。また、不在者投票・期日前投票についても、市役所と3総合支所それぞれで行う予定です。

- 農業委員会の選挙による委員は、平成17年11月30日まで特例により在任します。
選挙日程は、以下のとおりになる予定です。

告示	平成17年11月20日(日)
投票	平成17年11月27日(日)



新市の住所(町名・字名)一覧

【酒田市】

「大字」の表示のない区域については、従来のとおり変更ありません。

現在の住居表示	合併後の住居表示	現在の住居表示	合併後の住居表示
酒田市大字酒井新田字〇〇	酒田市酒井新田字〇〇	酒田市大字大町字〇〇	酒田市大町字〇〇
酒田市大字遊摺部字〇〇	酒田市遊摺部字〇〇	酒田市大字大宮字〇〇	酒田市大宮字〇〇
酒田市大字高砂字〇〇	酒田市高砂字〇〇	酒田市大字宮野浦字〇〇	酒田市宮野浦字〇〇
酒田市大字穂積字〇〇	酒田市穂積字〇〇	酒田市大字豊里字〇〇	酒田市豊里字〇〇
酒田市大字宮海字〇〇	酒田市宮海字〇〇	酒田市大字藤塚字〇〇	酒田市藤塚字〇〇
酒田市大字丸沼字〇〇	酒田市丸沼字〇〇	酒田市大字新堀字〇〇	酒田市新堀字〇〇
酒田市大字落野目字〇〇	酒田市落野目字〇〇	酒田市大字木川字〇〇	酒田市木川字〇〇
酒田市大字門田字〇〇	酒田市門田字〇〇	酒田市大字局字〇〇	酒田市局字〇〇
酒田市大字板戸字〇〇	酒田市板戸字〇〇	酒田市大字広野字〇〇	酒田市広野字〇〇
酒田市大字広野新田字〇〇	酒田市広野新田字〇〇	酒田市大字浜中字〇〇	酒田市浜中字〇〇
酒田市大字広岡新田字〇〇	酒田市広岡新田字〇〇	酒田市大字黒森字〇〇	酒田市黒森字〇〇
酒田市大字坂野辺新田字〇〇	酒田市坂野辺新田字〇〇	酒田市大字十里塚字〇〇	酒田市十里塚字〇〇
酒田市大字生石字〇〇	酒田市生石字〇〇	酒田市大字北沢字〇〇	酒田市北沢字〇〇
酒田市大字境興野字〇〇	酒田市境興野字〇〇	酒田市大字関字〇〇	酒田市関字〇〇
酒田市大字横代字〇〇	酒田市横代字〇〇	酒田市大字大槻新田字〇〇	酒田市大槻新田字〇〇
酒田市大字手蔵田字〇〇	酒田市手蔵田字〇〇	酒田市大字熊野田字〇〇	酒田市熊野田字〇〇
酒田市大字荻島字〇〇	酒田市荻島字〇〇	酒田市大字中野新田字〇〇	酒田市中野新田字〇〇
酒田市大字勝保関字〇〇	酒田市勝保関字〇〇	酒田市大字大野新田字〇〇	酒田市大野新田字〇〇
酒田市大字小牧字〇〇	酒田市小牧字〇〇	酒田市大字茨野新田字〇〇	酒田市茨野新田字〇〇
酒田市大字小牧新田字〇〇	酒田市小牧新田字〇〇	酒田市大字土崎字〇〇	酒田市土崎字〇〇
酒田市大字本川字〇〇	酒田市本川字〇〇	酒田市大字大多新田字〇〇	酒田市大多新田字〇〇
酒田市大字熊手島字〇〇	酒田市熊手島字〇〇	酒田市大字漆曾根字〇〇	酒田市漆曾根字〇〇
酒田市大字新青渡字〇〇	酒田市新青渡字〇〇	酒田市大字久保田字〇〇	酒田市久保田字〇〇
酒田市大字曾根田字〇〇	酒田市曾根田字〇〇	酒田市大字古青渡字〇〇	酒田市古青渡字〇〇
酒田市大字円能寺字〇〇	酒田市円能寺字〇〇	酒田市大字布目字〇〇	酒田布目字〇〇
酒田市大字中野曾根字〇〇	酒田市中野曾根字〇〇	酒田市大字牧曾根字〇〇	酒田市牧曾根字〇〇
酒田市大字上興野字〇〇	酒田市上興野字〇〇	酒田市大字刈穂字〇〇	酒田市刈穂字〇〇
酒田市大字安田字〇〇	酒田市安田字〇〇	酒田市大字上野曾根字〇〇	酒田市上野曾根字〇〇
酒田市大字鶴田字〇〇	酒田市鶴田字〇〇	酒田市大字吉田新田字〇〇	酒田市吉田新田字〇〇
酒田市大字吉田字〇〇	酒田市吉田字〇〇	酒田市大字上安田字〇〇	酒田市上安田字〇〇
酒田市大字本楯字〇〇	酒田市本楯字〇〇	酒田市大字城輪字〇〇	酒田市城輪字〇〇
酒田市大字豊川字〇〇	酒田市刈屋字〇〇 ※	酒田市大字豊原字〇〇	酒田市豊原字〇〇
酒田市大字大豊田字〇〇	酒田市大豊田字〇〇	酒田市大字保岡字〇〇	酒田市保岡字〇〇
酒田市大字庭田字〇〇	酒田市庭田字〇〇	酒田市大字宮内字〇〇	酒田市宮内字〇〇
酒田市大字千代田字〇〇	酒田市千代田字〇〇	酒田市大字米島字〇〇	酒田市米島字〇〇

※現在町名変更の手続き中です

【八幡町】

現在の住居表示	合併後の住居表示	現在の住居表示	合併後の住居表示
鮎海郡八幡町市条字〇〇	酒田市市条字〇〇 ※	鮎海郡八幡町法連寺字〇〇	酒田市法連寺字〇〇
鮎海郡八幡町大島田字〇〇	酒田市大島田字〇〇	鮎海郡八幡町政所字〇〇	酒田市政所字〇〇
鮎海郡八幡町岡島田字〇〇	酒田市岡島田字〇〇	鮎海郡八幡町前川字〇〇	酒田市前川字〇〇
鮎海郡八幡町北平沢字〇〇	酒田市北平沢字〇〇 ※	鮎海郡八幡町南平沢字〇〇	酒田市南平沢字〇〇
鮎海郡八幡町寺田字〇〇	酒田市寺田字〇〇	鮎海郡八幡町常禅寺字〇〇	酒田市常禅寺字〇〇
鮎海郡八幡町麓字〇〇	酒田市麓字〇〇	鮎海郡八幡町観音寺字〇〇	酒田市観音寺字〇〇
鮎海郡八幡町小泉字〇〇	酒田市小泉字〇〇	鮎海郡八幡町大久保字〇〇	酒田市大久保字〇〇

※市条と北平沢の一部は、「酒田市寺田字〇〇」となります。

【八幡町】

現在の住居表示	合併後の住居表示	現在の住居表示	合併後の住居表示
飽海郡八幡町塚渚字〇〇	酒田市塚渚字〇〇	飽海郡八幡町芹田字〇〇	酒田市芹田字〇〇
飽海郡八幡町北仁田字〇〇	酒田市北仁田字〇〇	飽海郡八幡町大蔵字〇〇	酒田市大蔵字〇〇
飽海郡八幡町下青沢字〇〇	酒田市下青沢字〇〇	飽海郡八幡町上青沢字〇〇	酒田市上青沢字〇〇
飽海郡八幡町北青沢字〇〇	酒田市北青沢字〇〇	飽海郡八幡町橋本字〇〇	酒田市橋本字〇〇
飽海郡八幡町福山字〇〇	酒田市福山字〇〇	飽海郡八幡町新出字〇〇	酒田市新出字〇〇
飽海郡八幡町赤剥字〇〇	酒田市赤剥字〇〇	飽海郡八幡町泥沢字〇〇	酒田市泥沢字〇〇
飽海郡八幡町升田字〇〇	酒田市升田字〇〇	飽海郡八幡町草津字〇〇	酒田市草津字〇〇
飽海郡八幡町上黒川字〇〇	酒田市上黒川字〇〇	飽海郡八幡町下黒川字〇〇	酒田市下黒川字〇〇

【松山町】

現在の住居表示	合併後の住居表示	現在の住居表示	合併後の住居表示
飽海郡松山町大字柏谷沢字〇〇	酒田市柏谷沢字〇〇	飽海郡松山町大字成興野字〇〇	酒田市成興野字〇〇
飽海郡松山町大字大川渡字〇〇	酒田市大川渡字〇〇	飽海郡松山町大字地見興屋字〇〇	酒田市地見興屋字〇〇
飽海郡松山町大字臼ヶ沢字〇〇	酒田市臼ヶ沢字〇〇	飽海郡松山町大字大沼新田字〇〇	酒田市大沼新田字〇〇
飽海郡松山町大字山寺字〇〇	酒田市山寺字〇〇	飽海郡松山町字南新屋敷	酒田市字南新屋敷
飽海郡松山町字真学寺沢	酒田市字真学寺沢	飽海郡松山町字元新屋敷	酒田市字元新屋敷
飽海郡松山町字南町	酒田市字南町	飽海郡松山町字稲荷沢	酒田市字稲荷沢
飽海郡松山町字仲町	酒田市字仲町	飽海郡松山町字総光寺沢	酒田市字総光寺沢
飽海郡松山町字内町	酒田市字内町	飽海郡松山町字新屋敷	酒田市字新屋敷
飽海郡松山町字北町	酒田市字北町	飽海郡松山町字荒町	酒田市字荒町
飽海郡松山町字本町	酒田市字本町	飽海郡松山町字蔵小路	酒田市字蔵小路
飽海郡松山町字西田	酒田市字西田	飽海郡松山町字肴町	酒田市字肴町
飽海郡松山町字山田	酒田市字山田	飽海郡松山町字新町	酒田市字新町
飽海郡松山町字金谷	酒田市字金谷	飽海郡松山町字片町	酒田市字片町
飽海郡松山町大字土渚字〇〇	酒田市土渚字〇〇	飽海郡松山町大字茗ヶ沢字〇〇	酒田市茗ヶ沢字〇〇
飽海郡松山町大字上餅山字〇〇	酒田市上餅山字〇〇	飽海郡松山町大字上北目字〇〇	酒田市上北目字〇〇
飽海郡松山町大字中北目字〇〇	酒田市中北目字〇〇	飽海郡松山町大字小見字〇〇	酒田市小見字〇〇
飽海郡松山町大字下餅山字〇〇	酒田市下餅山字〇〇	飽海郡松山町大字引地字〇〇	酒田市引地字〇〇
飽海郡松山町大字竹田字〇〇	酒田市竹田字〇〇	飽海郡松山町大字中牧田字〇〇	酒田市中牧田字〇〇
飽海郡松山町大字相沢字〇〇	酒田市相沢字〇〇	飽海郡松山町大字石名坂字〇〇	酒田市石名坂字〇〇

【平田町】

現在の住居表示	合併後の住居表示	現在の住居表示	合併後の住居表示
飽海郡平田町大字小林字〇〇	酒田市小林字〇〇	飽海郡平田町大字西坂本字〇〇	酒田市西坂本字〇〇
飽海郡平田町大字山元字〇〇	酒田市山元字〇〇	飽海郡平田町大字楯山字〇〇	酒田市楯山字〇〇
飽海郡平田町大字田沢字〇〇	酒田市田沢字〇〇	飽海郡平田町大字中野俣字〇〇	酒田市中野俣字〇〇
飽海郡平田町大字北俣字〇〇	酒田市北俣字〇〇	飽海郡平田町大字山谷字〇〇	酒田市山谷字〇〇
飽海郡平田町大字山谷新田字〇〇	酒田市山谷新田字〇〇	飽海郡平田町大字榑橋字〇〇	酒田市榑橋字〇〇
飽海郡平田町大字山楯字〇〇	酒田市山楯字〇〇	飽海郡平田町大字中野目字〇〇	酒田市中野目字〇〇
飽海郡平田町大字郡山字〇〇	酒田市郡山字〇〇	飽海郡平田町大字桜林字〇〇	酒田市桜林字〇〇
飽海郡平田町大字桜林興野字〇〇	酒田市桜林興野字〇〇	飽海郡平田町大字石橋字〇〇	酒田市石橋字〇〇
飽海郡平田町大字天神堂字〇〇	酒田市天神堂字〇〇	飽海郡平田町大字泉興野字〇〇	酒田市泉興野字〇〇
飽海郡平田町大字堀野内字〇〇	酒田市堀野内字〇〇	飽海郡平田町大字三之宮字〇〇	酒田市三之宮字〇〇
飽海郡平田町大字飛鳥字〇〇	酒田市飛鳥字〇〇	飽海郡平田町大字砂越字〇〇	酒田市砂越字〇〇
飽海郡平田町砂越緑町〇丁目	酒田市砂越緑町〇丁目		



問 い 合 わ せ

北庄内合併協議会事務局 TEL.0234-26-5444
info@kitashonai-gappei.jp <http://www.kitashonai-gappei.jp>

酒田市合併準備室
TEL.0234-26-5704
gappei@city.sakata.yamagata.jp

八幡町総務課
TEL.0234-64-3111(代)
soumu@town.yawata.yamagata.jp

松山町総務企画課
TEL.0234-62-2611(代)
matsuyama@town.matsuyama.yamagata.jp

平田町企画課
TEL.0234-52-3111(代)
gappei@town.hirata.yamagata.jp